修　繕　設　計　書

年　　度	令　和　8　年　度						
修繕場所	明石市大久保町高丘３丁目４番 高丘東公園		修繕方法及び修繕期限	請　　負			
				契約締結の翌日より			
				令和９年３月１２日　まで			
修繕名称	高丘東公園　防火水槽修繕		支払い方法	前払金	無		
				部分払	無		
修繕概要	1　準備工　1　式						
	2　クラック補修工　1　式						
	3　防水塗装工　1　式						
設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円

工 事 費 内 訳 書

費目 ・ 工種 ・ 種別 ・ 細目		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接工事費		1.0	式			第0001号明細表
共通仮設費	交通誘導員B含む（１人以上）	1.0	式			
純工事費						
現場管理費		1.0	式			
工事原価						
一般管理費		1.0	式			
工事価格						
消費税相当額		1.0	式			
総 計						

直接工事費

内 訳 明 細 表

第0001号明細表

名　　称	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
準備工		1.0	式			工種　第0001号明細表
クラック補修工		1.0	式			工種　第0002号明細表
防水塗装工		1.0	式			工種　第0003号明細表
合　　計		1.0	式			

準備工

工 種 明 細 表

工種　第0001号明細表

名　　称	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
水抜き工	可搬式水中及び陸上ポンプ（電源含む）使用による排水（40㎥）	1.0	式			
槽内換気工	送排風機使用(発電機等の電源及び槽内投光器等の照明(500W2個程度)含む)	1.0	式			
合　　計		1.0	式			

クラック補修工

工 種 明 細 表

工種　第0002号明細表

名　　称	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
下地処理工	高圧洗浄及び２種ケレン	64.0	㎡			
クラックVカット	止水セメント補修	3.7	m			
番線あと処理	止水セメント補修９箇所程度	1	式			
豆板処理	止水セメント補修	1	㎡			
合　　計		1.0	式			

防水塗装工

工 種 明 細 表

工種　第0003号明細表

名　　称	規　　格	数量	単位	単　価	金　　額	摘　　要
防水塗装工	大関化学工業(株)パラテックスB-2 工法又は同等品以上 (脚立足場等含む)	64.0	㎡			
ピット蓋塗装工	(表裏とも)ケレン及びシリコン樹脂塗装(サビ止め、中塗、上塗) 黄色（径600㎜)	2.0	箇所			
タラップ塗装工	ケレン錆落とし錆止めエポキシ系 上塗りシリコン樹脂同等品	26	本			
合　　計		1.0	式		-	

防火水槽修繕特記仕様書

本仕様書は、明石市消防局が発注する防火水槽の修繕業務に適用する。

１　件名
　高丘東公園　防火水槽修繕
２　履行場所
　明石市大久保町高丘３丁目４番　高丘東公園
３　履行期限
　契約締結の翌日から令和９年３月１２日（金）まで
４　修繕対象
　防火水槽（40 ㎥）１基（昭和 50 年設置）
５　修繕内容
　クラック補修及び防水塗装の修繕を行うこと。
(1)　準備工
ア　槽内の乾燥は、酸素欠乏症防止対策を必ず講じた上、送風機で行う。
イ　補修完了後の水入れは、消防局が指定する消火栓から防火水槽へ消防局係員立ち合いのもと充水すること。消火栓開栓用具及び充水用ホースは消防局が準備する。
(2)　クラック補修工
ア　下地処理工
　防火水槽内の高圧洗浄（10MPa～30MPa）後、素地調整（２種ケレン）を防火水槽内全面に行い、現状の塗膜を全て撤去すること。
イ　注入剤注入工
　クラックの補修方法は、ビトグラウト高圧注入（同等品以上可能）とする。ただし、クラック部にパラテックス A 材を 100 ㎜幅で補強塗りすることで足りる（クラック幅 0.2 ㎜以下）場合はこの限りでない。
ウ　下地調整
　クラック補修後の下地調整として、防火水槽内全面に下地調整塗材規格　JIS A 6916 C-2 で行うこと。
(3)　防水塗装工
ア　四方側面及び下面に大関化学工業株式会社パラテックス B-２工法または同等品以上を施工すること。
イ　マンホール（２ヶ所）について、ケレン清掃後にシリコン樹脂塗装（錆止め、中塗、上塗）を行うこと。
ウ　タラップについては、ケレン清掃後に錆特殊転換型エポキシ系錆止め材を塗装し、上塗りにシリコン樹脂塗装をすること。
６　費用の負担
　修繕等に係る諸経費用（修繕によって生じた廃棄物の処理を含む）及び電力、水等についてはすべて請負者の負担とする。
７　提出書類
(1)　契約締結日から７日以内に工程表を提出すること。
(2)　修繕業務完了後に、業務完了届（業務内容を記録した報告書を添付）を提出すること。
８　安全管理
　作業員等の災害事故対策に万全を期すほか、労働基準法、労働基準安全衛生法に違反しな

いこと。

9　その他

(1)　本修繕の施行に際し、当然必要と思われる関連工事はすべて施工すること。

(2)　修繕完了時においては、消防局係員の立会検査を受けるとともに、指摘事項があった場合には検査員の指定する期間内に、手直し等を忠実に実施するものとする。

(3)　この仕様書等に疑義が生じた場合は、全て消防局係員の解釈に従うこと。

(4)　修繕に係る道路使用等の警察その他関係機関への申請等はすべて受託者が行い、その原本若しくは写しを契約締結後、消防局警防課へ提出すること。なお、警察協議において変更が生じた場合には受託者において負担するものとする。

(5)　交通誘導員（※）を一人以上配置すること。

（※）交通誘導員Ｂ：警備業者の警備員で、交通誘導員Ａ（交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員）以外の交通誘導に従事するもの。

(6)　マンホールを開けて作業する時は、常時、地上に監視員を配置すること。なお、監視員は交通誘導員と兼ねることができるものとする。

(7)　作業時間は、原則午前９時から午後５時までの間とし、土・日、祝日は行わないものとする。

修 繕 共 通 仕 様 書

第１章　　総　則

１　本仕様書の適用

(1) 本仕様書は、明石市消防局が発注する修繕に適用する。但し、特別な仕様については「特記仕様書」に従い施工するものとする。

２　費用の負担

(1) 業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

３　法令等の遵守

(1) 受注者は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守し、必要な届け出・手続き等はあらかじめ消防局係員と協議の上、受注者が代行するとともに、忠実に誠意をもって迅速に施工し、全て受注者の責任施工とする。

４　提出書類

(1) 受注者は、業務の着工及び完成に当たって明石市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこの限りではない。

①　着工届	１部	Ａ４版
②　工程表	３部	サイズについては消防局係員と協議のこと。
③　業務責任者届	１部	Ａ４版
④　経歴書・資格者の写し	１部	Ａ４版
⑤　修繕費内訳書	１部	Ａ４版
⑥　施工計画書	１部	Ａ４版
⑦　有資格一覧表（免許の写しを含む）	１部	Ａ４版
⑧　完成届	１部	Ａ４版

尚、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

５　業務責任者

(1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しく業務を行わせると共に、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置し、施工の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

６　工程管理

(1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には速やかに工程表を再提出し、協議しなければならない。

７　品質

(1) 機器・材料等の製作・据付においては、消防施設で使用される設備の使用目的を発揮できることを最優先とし、いかなる場合も機能を発揮できるまで受注者の責務でもって対処すること。

８　検査

(1) 業務責任者は、完成検査及びその他検査には立ち会わなければならない。

(2) 受注者は、工程ごとに消防局係員の検査を受け、合格しなければならない。

(3) 中間確認は、完成後外部から検査できない箇所について実施する。

(4) 受注者は、完成検査において不合格を指摘された箇所は、手直しを行わなければならない。

９　関係官公庁との協議

(1) 受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

10　証明書の交付

(1) 必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

11　疑義の解釈

(1) 受注者は、事前に設計図書等を十分確認したうえで、入札に応じること。また、落札決定後の異議については一切認めないものとする。もし、修繕内容等に疑義のあるときは入札前に解決し、落札後は消防局係員の解釈に従うこと。

第2章　図 書 の 提 出

1　提出書類

(1) 受注者は、下記書類を提出し、消防局係員の承認を得ること。但し、消防局係員が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

①	承認図	3部 サイズについては消防局係員と協議のこと。
②	修繕日報	1部　　A4版
③	主要資材メーカーリスト及び材料試験表	1部　　A4版
④	緊急連絡網	1部　　A4版
⑤	完成図書	2部　　A4版
⑥	修繕写真（カラーコピー）	1部
⑦	各保証書	2部（完成図書に収納（1部コピーでも可））
⑧	各仕様書・カタログ・取扱説明書	2部　　A4版
⑨	納品書	2部（完成図書に収納（1部コピー））

第3章　一 般 事 項

1　施工管理

(1) 業務責任者は、常に修繕現場に常駐し、消防局係員の指示を受け、施工管理・材料機器等の保管及び現場作業員の指導等、修繕に関する一切の事項を処理すること。

(2) 既設撤去物については、消防局係員の指示のもと、場外適正処分又は指定場所に整理整頓すること。

2　損傷部補修

(1) 本修繕施工に際し、建造物・機器等を損傷しないように充分注意すること。

(2) 万一損傷した場合は、消防局係員の指示に従い、同程度の資材をもって速やかに原形復旧すること。

3　災害事故防止

(1) 現場作業員等の災害事故防止対策に万全を期すほか、労働基準法・労働安全衛生法等の作業保安規定に違反せぬよう努めること。

(2) 修繕災害及び第三者に対する災害等が発生した場合は、全て受注者の責において処理すること。

4　廃棄物処理

(1) 本業務において発生した廃棄物については、法の定めるところにより、適正に運搬・処分すること。

(2) 廃棄物の運搬・処分に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。

(3) 廃棄物の運搬・処分に関しては、引き取り業者の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること（原則、兵庫県とする）。

(4) 廃棄物の処分に関し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を管理票交付の日から 90 日以内、もしくは当該年度 3 月 31 日までの内、短い期間の方で排出事業者に当該管理票の写しを送付しなければならない。

5　保証期間

(1) 保証期間は、完成後1年間とする。

6　その他

(1) 本業務に直接使用する電力・用水等は無償支給する。

(2) 本業務完了に際し、消防局係員の指示に従い、整理整頓・後片付け等の清掃を行うこと。

(3) 明石市のすすめる環境マネジメントシステムの実施・維持に協力し、省エネ・省資源・廃棄物の減量・リサイクルの推進等により環境負荷の低減を図ること。

(4) 報告書・完成図書等のフォームについては、原則下記のとおりとするが、消防局係員が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

背表紙

令和□□年度

○
○

修

繕

完
成
図
書

受注者名

表紙

令和□□年度

△△修繕　完成図書

受注者名

以上のとおり本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項についても、目的達成のために必要な事項又は業務の性質上必要と思われるものについては、契約金額の範囲内に限り受注者はその責任において遂行しなければならない。

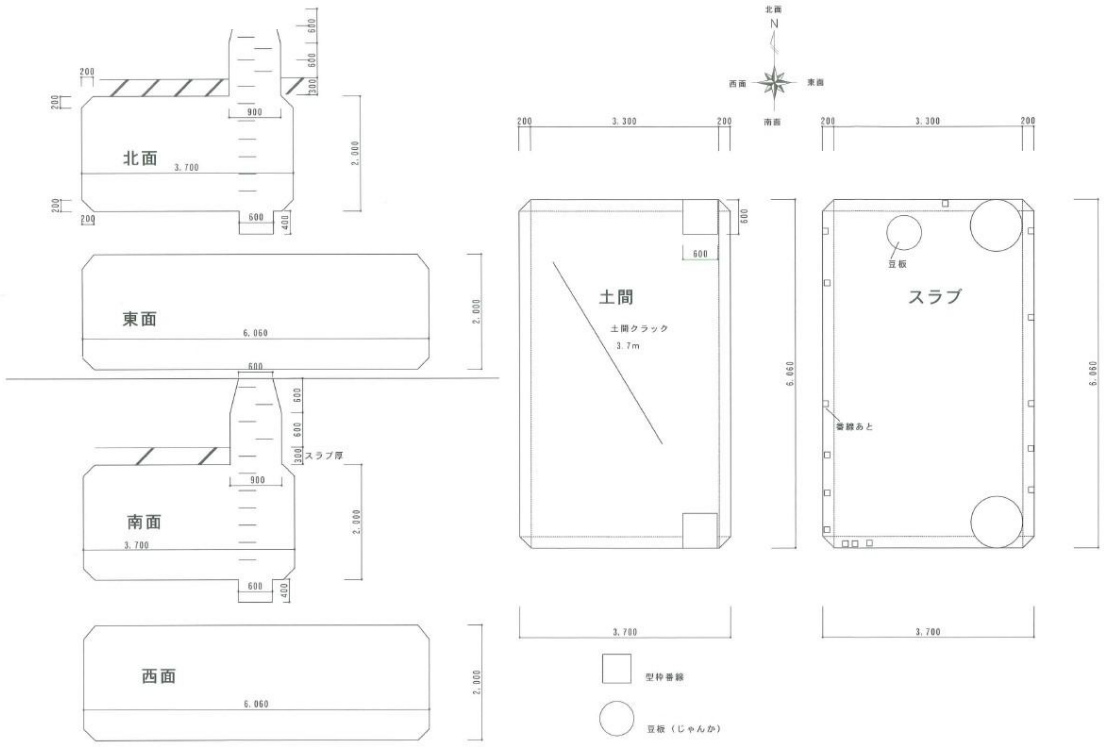
付近見取り図



場所：明石市大久保町高丘３丁目４番　高丘東公園

高丘東公園　防火水槽損傷状況

（損傷図）





No.

明石市消防局立ち合い

No.

調査状況

豆板





No.

調査状況

No.

調査状況

番線あと





No.

調査状況

No.

調査状況

番線あと





No.

調査状況

番線あと

No.

乾燥状況





No.

調査状況

番線あと

No.

乾燥状況





No.

調査状況

番線あと

No.

乾燥状況

